

○総務省令第八十四号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三十八条の二第一項の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月二十五日

総務大臣 原口 一博

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の二号を加える。

六十一 設備規則第四十九条の三十一においてその無線設備の条件が定められている二〇〇MHz帯広帯域移

動無線通信を行う基地局又は二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に

使用するための無線設備

六十二 設備規則第四十九条の三十一においてその無線設備の条件が定められている二〇〇MHz帯広帯域移

動無線通信を行う陸上移動局に使用するための無線設備

備 設 線 無 の 号 十 六 第 項 一 第 条 二 第

備 設 線 無 の 号 十 六 第 項 一 第 条 二 第

設 線 無 の 号 一 十 六 第 項 一 第 条 二 第

設 線 無 の 号 二 十 六 第 項 一 第 条 二 第

別表第一号一(3)アの表中

								2 注 ○		○	○	○	○	
--	--	--	--	--	--	--	--	-------	--	---	---	---	---	--

を

								2 注 ○		○	○	○	○	
○		○								○	○	○	○	備
○		○								○	○	○	○	備

に改める。

様式第七号注四の表に次のように加える。

第2条第1項第61号に掲げる無線設備	ZU
第2条第1項第62号に掲げる無線設備	CT

附 則

この省令は、公布の日から施行する。